

首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会

通常総会 次第

令和7年5月27日(火) 10:00～
ホテル ザ・マンハッタン 2階 ルーナ

1 開 会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

4 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告並びに決算報告について

第2号議案 令和7年度事業計画(案)並びに予算(案)について

第3号議案 役員の一部改選について

要望文採択

5 そ の 他

6 閉 会

通 常 総 会 議 案

令和7年5月27日

(ホテル ザ・マンハッタン)

首都圏中央連絡自動車道
建設促進期成同盟会

総 会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

4 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告並びに決算報告について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）並びに予算（案）について

第3号議案 役員の一部改選について

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号 議 案

令和 6 年度事業報告並びに決算報告について

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

令和6年度首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会 事業報告書

令和6年 5月10日	令和6年度東金・茂原・木更津間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会総会に出席（茂原市：真名カントリークラブ）
14日	全国道路利用者会議第76回定時総会に出席（東京都：砂防会館別館） 総会終了後、県選出国会議員へ要望活動
15日	道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回通常総会及び「命と暮らしを守る道づくり全国大会」に出席（東京都：砂防会館別館）
17日	令和6年度一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：ホテルポートプラザちば）
20日	令和6年度首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会通常総会を開催し、令和5年度事業報告並びに決算報告と令和6年度事業計画（案）並びに予算（案）について議決（千葉市：オークラ千葉ホテル）
20日	令和6年度東関東自動車道館山線建設促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：オークラ千葉ホテル）
27日	令和6年度新湾岸道路整備促進期成同盟会通常総会に出席（千葉市：京成ホテルミラマーレ）
31日	令和6年度道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会通常総会に出席（千葉市：京成ホテルミラマーレ）
31日	令和6年度千葉県道路整備促進協議会通常総会に出席（千葉市：京成ホテルミラマーレ）
6月10日	令和6年度東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟通常総会に出席（千葉市：ホテルポートプラザちば）
7月16日	令和6年度横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会総会に出席（成田市：ホテル日航成田）
8月 9日	県選出国会議員・内閣府・国土交通省・財務省等へ東関東自動車道館山線建設促進期成同盟会・東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟会・首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会・一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会及び千葉県の5者合同による要望活動
22日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2024年度総会に出席（千葉市：ホテルニューオータニ幕張）
9月 4日	令和7年度道路関係予算概算要求概要説明会に出席（東京都：砂防会館別館）
10月10日	全国道路利用者会議第74回全国大会に出席（青森県：リンクステーションホール青森）
30日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議駅頭キャンペーンに参加（JR成田駅）
11月 8日	県選出国会議員・内閣府・国土交通省・財務省等へ首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議・千葉県議会首都圏中央連絡自動車道推進議員連盟・成田空港活用協議会の3者合同による要望活動
26日	全国道路利用者会議・道路整備促進期成同盟会全国協議会・全国高速道路建設協議会・全国街路事業促進協議会の4者共催「安全・安心の道づくりを求める全国大会」に出席（東京都：砂防会館別館）大会終了後、県選出国会議員へ要望活動
令和7年 1月31日	令和7年度道路関係予算概要説明会に出席（東京都：都道府県会館）

令和 6 年度 収 支 決 算

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B-A)	備 考
1. 会費	1,406,000	1,406,000	0	
会費	1,406,000	1,406,000	0	県・13市・9町・1村
2. 諸収入	12	767	755	
諸収入	12	767	755	預金利息
3. 繰越金	1,740,988	1,740,988	0	
前年度繰越金	1,740,988	1,740,988	0	
計	3,147,000	3,147,755	755	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (A-B)	備 考
1. 事業費	2,122,000	1,244,935	877,065	
事業促進費	2,112,000	1,244,935	867,065	パンフレット作成代・道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会負担金等
交際費	10,000	0	10,000	
2. 会議費	820,000	359,489	460,511	
総会費	800,000	359,489	440,511	通常総会経費
理事会費	10,000	0	10,000	
幹事会費	10,000	0	10,000	
3. 事務費	205,000	156,088	48,912	
人 件 費	135,000	141,000	△6,000	嘱託職員給与等
事務諸経費	70,000	15,088	54,912	通信費等
計	3,147,000	1,760,512	1,386,488	

収 入 決 算 額 3,147,755 円

支 出 決 算 額 1,760,512 円

差 引 残 高 1,387,243 円(令和7年度へ繰越)

会 計 監 査 報 告 書

今般、令和6年度首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会の決算について慎重に監査したところ、
帳簿・証拠書類の整理、会費の収入等がいずれも適正に処理され、妥当なものであることを認めます。

令和7年4月14日

首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会

会 長 千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

監 事

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

監査報告書の原本には、監事の署名・捺印をいただいておりますが、議案書では印字に代えております。

会 計 監 査 報 告 書

今般、令和6年度首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会の決算について慎重に監査したところ、帳簿・証拠書類の整理、会費の収入等がいずれも適正に処理され、妥当なものであることを認めます。

令和7年4月24日

首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会

会 長 千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

監 事

山 武 市 長 松 下 浩 明

監査報告書の原本には、監事の署名・捺印をいただいておりますが、議案書では印字に代えております。

第 2 号 議 案

令和 7 年度事業計画（案）並びに予算（案）について

令和7年度事業計画（案）

首都圏中央連絡自動車道及び関連する幹線道路の整備促進を図るため、次の事業を行う。

1. 首都圏中央連絡自動車道の早期整備を促進するための世論の喚起並びに関連機関等に対する要望活動
2. 首都圏中央連絡自動車道に関連する幹線道路の一体的な整備の促進
3. その他目的達成に必要な事業

令和7年度収支予算(案)

収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A-B)	備 考
1. 会費	1,406,000	1,406,000	0	
会費	1,406,000	1,406,000	0	県・13市・9町・1村
2. 諸収入	757	12	745	
諸収入	757	12	745	預金利息
3. 繰越金	1,387,243	1,740,988	△353,745	
前年度繰越金	1,387,243	1,740,988	△353,745	
計	2,794,000	3,147,000	△353,000	

支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A-B)	備 考
1. 事業費	1,769,000	2,122,000	△353,000	
事業促進費	1,759,000	2,112,000	△353,000	パンフレット作成代・道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会負担金
交際費	10,000	10,000	0	
2. 会議費	770,000	820,000	△50,000	
総会費	750,000	800,000	△50,000	通常総会経費
理事会費	10,000	10,000	0	
幹事会費	10,000	10,000	0	
3. 事務費	255,000	205,000	50,000	
人件費	185,000	135,000	50,000	嘱託職員給与等
事務諸経費	70,000	70,000	0	通信費等
計	2,794,000	3,147,000	△353,000	

令和7年度会員及び会費(案)

(単位：円)

会員名	金額	備考
千葉県	380,000	
千葉市	190,000	
木更津市	47,500	
茂原市	47,500	
成田市	47,500	
東金市	47,500	
市原市	47,500	
君津市	47,500	
富津市	47,500	
袖ヶ浦市	47,500	
八街市	47,500	
富里市	47,500	
山武市	47,500	
大網白里市	47,500	

神崎町	28,500	
多古町	28,500	
芝山町	28,500	
横芝光町	28,500	
一宮町	28,500	
睦沢町	28,500	
長生村	9,500	
白子町	28,500	
長柄町	28,500	
長南町	28,500	
計	1,406,000	

第 3 号 議 案

役 員 の 一 部 改 選 に つ い て

首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会役員（案）

役員	職名	氏名	住所	連絡及び電話番号
会長	千葉県知事	熊谷俊人	260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	県土整備部道路計画課 043(223)3297
副会長	千葉市長	神谷俊一	260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	建設局道路部道路計画課 043(245)5290
〃	木更津市長	渡辺芳邦	292-8501 木更津市富士見 1-2-1	都市整備部土木課 0438(23)8342
〃	成田市長	小泉一成	286-8585 成田市花崎町 760	土木部土木課 0476(20)1550
〃	千葉県県土整備部長	四童子隆	260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	県土整備部道路計画課 043(223)3297
理事	茂原市長	市原淳	297-8511 茂原市道表 1	都市建設部土木建設課 0475(20)1536
〃	東金市長	鹿間陸郎	283-8511 東金市東岩崎 1-1	都市建設部建設課 0475(50)1145
〃	市原市長	小出譲治	290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	土木部土木管理課 0436(23)9831
〃	八街市長	北村新司	289-1192 八街市八街ほ 35-29	建設部道路河川課 043(443)1420
〃	千葉県県土整備部 道路計画課長	近藤亮	260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	県土整備部道路計画課 043(223)3297
参与	千葉県総合企画部長	三神彰	260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	総合企画部政策企画課 043(223)2426
〃	千葉県商工労働部長	関雄二	260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	商工労働部経済政策課 043(223)2706
〃	千葉県企業局長	野村宗作	262-8512 千葉市花見川区幕張町 5-417-24 企業局幕張庁舎	管理部総務企画課 043(211)8303
監事	袖ヶ浦市長	粕谷智浩	299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	都市建設部土木建設課 0438(62)3626
〃	山武市長	松下浩明	289-1392 山武市殿台 296	建設環境部土木課 0475(80)1181

首都圏中央連絡自動車道
建設促進期成同盟会規約

首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会（以下「同盟会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 同盟会は、本県内の首都圏中央連絡自動車道及び関連道路の建設促進に努め、県土の均衡ある発展を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 首都圏中央連絡自動車道の早期整備を促進するための世論の喚起並びに関連機関等に対する要望活動
- (2) 首都圏中央連絡自動車道に関連する幹線道路の一体的な整備の促進
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第 4 条 同盟会は、知事及び県の職員並びに関係市町村長、その他同盟会の目的に賛助する者をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 同盟会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 参 与 若干名
- (5) 監 事 2名

2. 理事のうち1名を常任理事とし、千葉県県土整備部道路計画課長の職にあるものをもってあてる。

3. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 役員は総会で決める。
5. 役員の任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。
6. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、同盟会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 参与は、同盟会の目的達成に必要な助言及び基本的事項を協議する。
4. 常任理事は、その専門的立場から会務を執行する。
5. 理事は、理事会を構成し、本会の基本的事項を協議する。
6. 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第 7 条 同盟会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、同盟会の目的達成に必要な助言を行う。
3. 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第 8 条 同盟会の総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の規定及び改正に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 役員選任に関すること。
 - (4) 事業計画及び報告に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項。

3. 総会の議決は、出席者の過半数をもって賛否を決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 会長が第2項に掲げる事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理 事 会)

第 9 条 理事会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めた時、会長が招集し、議長となる。

2. 議決については、出席者の過半数をもって賛否を決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 10 条 緊急を要し、総会を開催する暇がない時は、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

(幹 事 会)

第 11 条 同盟会は、幹事会を置く。

2. 幹事会は、会長が任命又は委嘱する幹事若干名をもって構成する。

3. 幹事会は、必要な事項の協議並びに事業運営に必要な実務を行う。

(事 務 局)

第 12 条 同盟会の事務を処理するため、千葉県県土整備部道路計画課に事務局を置く。

2. 事務局は、事務局長及び書記をもって構成し、会長が任命する。

(経 費)

第 13 条 同盟会の経費は、県及び関係市町村の負担金その他の収入をもってあてる。

2. 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1. この会則は昭和 61 年 4 月 25 日から施行する。
2. 昭和 61 年度における同盟会の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、昭和 61 年 4 月 25 日から昭和 62 年 3 月 31 日とする。
3. 本規約の一部改正は平成 4 年 5 月 8 日から施行する。
4. 本規約の一部改正は平成 7 年 5 月 25 日から施行する。
5. 本規約の一部改正は平成 10 年 5 月 14 日から施行する。
6. 本規約の一部改正は平成 16 年 5 月 25 日から施行する。
7. 本規約の一部改正は平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

(案)

首都圏中央連絡自動車道の整備促進に関する要望書

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の千葉県区間につきましては、関係者の方々のご尽力により整備の推進が図られていることに、心から御礼申し上げます。

圏央道はアクアラインと一体となって、首都圏の各都市と成田国際空港などの拠点間を環状につなぎ、半島性の克服や成田空港の拡張事業を契機とした県内経済の活性化、災害時には緊急輸送道路となるなど、平常時・災害時を問わず安定した人・モノの流れを確保することからも極めて重要な高規格道路です。

県内の圏央道周辺地域では観光施設への入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など経済に好循環をもたらすストック効果が現れております。

また、国土強靱化を図り、地方創生と地域経済の活性化を実現するなど、ストック効果を県内はもとより、首都圏に広げていくためにも、圏央道の早期完成が必要不可欠です。

さらに、成田空港と羽田空港をつなぐ新たな連携軸が形成されることから、我が国の産業競争力が大きく高まることも期待されます。

つきましては、圏央道の 1 日も早い全線開通と、整備効果をさらに高めるための、インターチェンジやパーキングエリアの更なる整備等に、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

記

- 1 大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジ間については、令和8年度までの開通に向け、確実に事業を進めること。併せて、大栄ジャンクションから多古インターチェンジ間については、1年程度前倒しでの開通に向け確実に事業を進めること。
- 1 県境から大栄ジャンクション間の4車線化については、令和8年度までの開通に向け確実に事業を進めること。また、事業化されている松尾横芝インターチェンジから東金ジャンクション間の4車線化については、一日も早く工事に着手すること。
- 1 4車線化未事業化区間については、成田空港の拡張事業による交通量の増加に対応するため、「高速道路における安全・安心基本計画」の優先整備区間に選定し、早期事業化を図ること。
- 1 かずさアカデミアパークへのアクセス強化のため、地域プロジェクトの支援として設置が発表されている、(仮称)かずさインターチェンジの早期整備を図ること。
- 1 成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについては、地域活性化インターチェンジ制度を活用し、速やかに連結許可を行い、新規事業化すること。
- 1 神崎パーキングエリア(仮称)については、令和8年度までの供用に向け、確実に整備を進めること。また、山武パーキングエリア(仮称)については、早期供用を図ること。
- 1 圏央道のストック効果を最大限発揮させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が、確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。

- 1 首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等を図るため「アクアライン割引」の継続に必要な予算を確保すること。

- 1 防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図り、国土強靱基本計画に基づき確実に事業を実施できるよう、新たな国土強靱化実施中期計画においては、現行の対策を大きく上回る必要な事業・予算規模で策定し、今後の人件費等の高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- 1 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設等により、令和8年度道路関係予算は、賃金水準などの上昇も加味した上で、必要な予算を満額確保すること。